

## 愛媛県大洲市基本計画

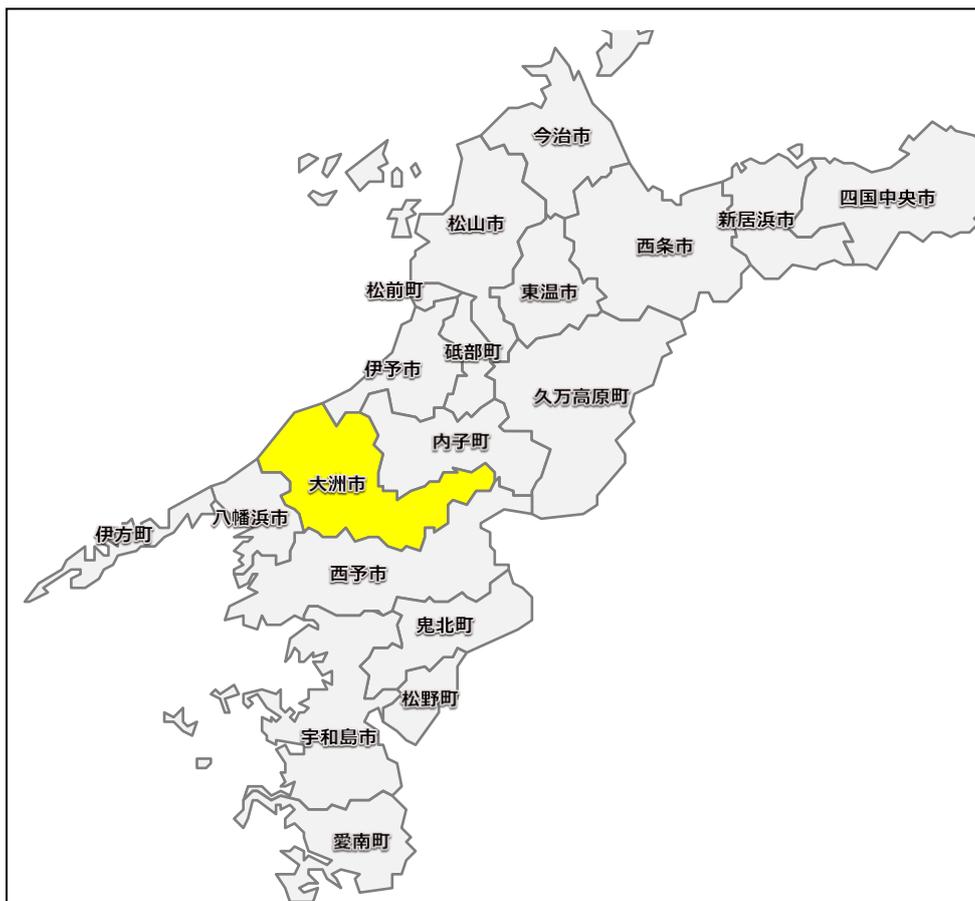
### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

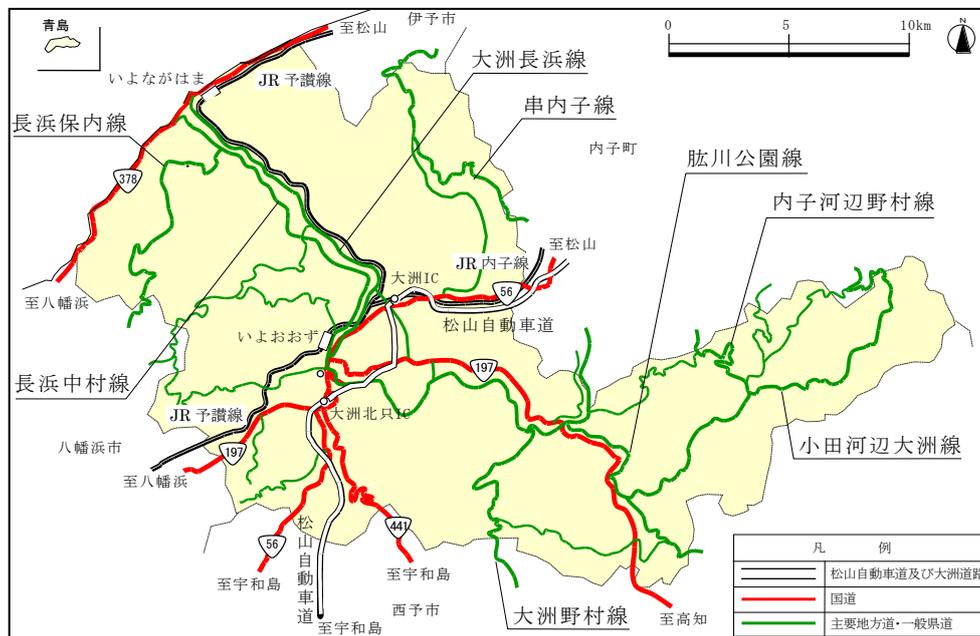
設定する区域は、平成 29 年 10 月 1 日現在における愛媛県大洲市の全域とする。概ねの面積は 43,222 ヘクタール程度（大洲市面積）であり、人口は 44,086 人（平成 27 年国勢調査）である。

本促進区域は自然公園法に規定する瀬戸内海国立公園の一部区域、自然公園法に規定する肱川県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

(大洲市の位置図)



(大洲市の交通網図)

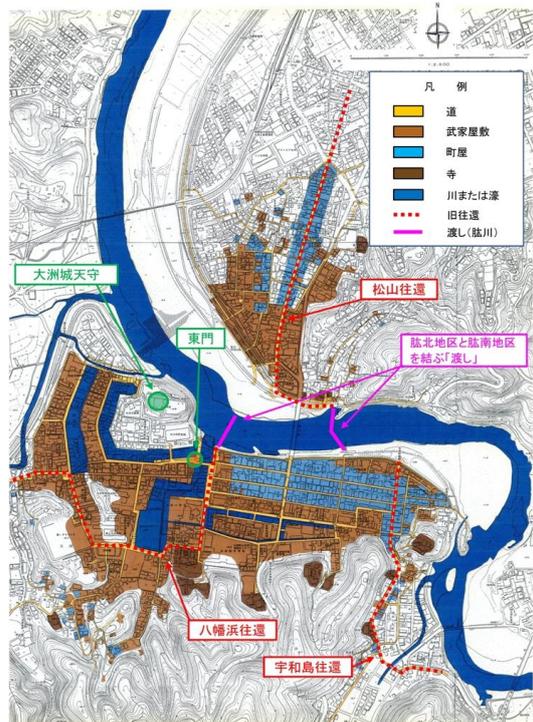


(2) 地域の特徴 (地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)

大洲市は、愛媛県の西南部に位置し、県都である松山市から西南に約 50 km の距離にあり、東は喜多郡内子町、西は八幡浜市、南は西予市、北は伊予市の 3 市 1 町に隣接している。現在の市域は、平成 17 (2005) 年 1 月 11 日に大洲市、喜多郡長浜町、肱川町、河辺村の 1 市 2 町 1 村が合併し、新大洲市となったことにより、山間部から瀬戸内海に至る範囲となった。

市域の中心を県内最大の一級河川「肱川 (ひじかわ)」が流れ、流域に沿って田畑や集落、市街地が形成されている。面積は 432 平方キロメートルで、その約 7 割が森林で構成され、豊かな農林業地域を形成している。中央部には大洲盆地が開け、西部は瀬戸内海伊予灘に面している。

肱川を利用して瀬戸内海に出ることができる地の利から、大洲は交通の要衝として繁栄した。港を意味する「津」という文字を用い、かつては「大津 (おおず)」と記され、大きな川港を意味した。戦国期、江戸期にはこの地域をおさめる戦国大名は、大洲の地を選び、現在の大洲城を拠点とした。この大洲城から肱川沿いに城下町が発達し、現在も往時の町割りが残る。



明治期以降、木蠟業、養蚕業、製糸業など近代産業の発達によって大洲地方は大きく発展していくこととなった。なかでも製糸業は「大洲の生糸は実に我愛媛県の誇りであって、・・・産業精華の花である」と大正期の書籍で紹介されるほど盛んであった。大洲の古い町並みを形成する主たる城下町の町家は、明治期以降に隆盛した木蠟業、製糸業の商家跡である。

こうした木蠟業、製糸業などの産業が衰退すると、その後は目立った産業が発展することなく、昭和40年代に入り、これまでとは異なる工業が発展を見せるようになる。昭和48(1973)年に松下寿電子工業株式会社の大規模工場が操業を開始すると、大洲の産業の中心的な役割を果たすようになった。これを契機に、電気、化学、食品などの企業が相次いで大洲へ立地し、農村工業地域として新たな発展を始めることとなった。また、瀬戸内海沿いの長浜地域にも昭和47(1972)年、晴海工業団地、平成元(1989)年拓海工業団地が完成し、多くの企業が立地した。しかしながら、リーマンショック後の平成22(2010)年にパナソニック四国エレクトロニクス株式会社(旧松下寿電子工業)大洲工場が閉鎖されると、関連会社も含め次々とその影響を受けた。

現在の産業別従業者数は、20,352人で、卸売業・小売業4,037人(19.8%)、医療福祉3,880人(19.1%)、製造業2,507人(12.3%)の上位3産業で50%を超える。(平成26年経済センサス基礎調査)

また、交通インフラでは、松山自動車道等の高速道路を利用すれば、松山IC-大洲IC間は約35分、岡山IC-大洲IC間は約2時間40分である。首都圏への移動は、空路による利用が一般的ではあるが、東京国際空港(羽田空港)-松山空港間が約1時間25分、松山空港から大洲市まで高速道路を利用すれば約1時間である。また、隣接する八幡浜市の八幡浜港からは九州の臼杵港、別府港などにフェリー定期航路が運航しており、九州への玄関口となっている。現在、地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道を整備中であり、数年後に完成すれば、本市は県南部の交通結節点としての役割を担うこととなる。



## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

本促進区域は、平成 24 年経済センサス活動調査によると、全産業事業所数は 2,275 事業所あり、事業従事者数は 16,096 人、付加価値額は約 575 億円となっており、1 事業所当たりの平均付加価値額は 2,527 万円である。このうち、観光分野に関連する卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業の 2 産業は 941 事業所 (24.2%)、事業従事者数 4,894 人 (30.4%)、付加価値額は約 133 億円 (23.2%) となっており、1 事業所当たりの平均付加価値額は 1,417 万円と全産業の平均付加価値額の 56%に過ぎない。

特に、宿泊業・飲食サービス業の平均付加価値額は 835 万円と低迷しており、地域特性を生かしながら訪日外国人旅行者や国内観光客等をターゲットにした需要を呼び込み、雇用者の給与増等を通じて地域内での経済の好循環を目指す。

### (2) 経済的効果の目標

#### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	208 百万円	

#### (算定根拠)

付加価値額 1.6 億円の地域経済牽引事業を創出し、当該事業が促進区域で 1.3 倍の波及効果を与え、促進区域で 2.08 億円の付加価値を創出することを目指す。

2.08 億円は、大洲市（促進区域）における観光関連産業（卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業）の付加価値額（133.32 億円）の 1.6%にあたることから、地域経済に対するインパクトは大きい。

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

#### （１）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

#### （２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分 3,793万円（愛媛県の1事業所あたり平均付加価値額（平成24年経済センサス活動調査）を上回ること。

#### （３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において以下のいずれかの効果が見込まれること

①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で2%増加すること

②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で2%増加すること

③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で5%増加すること

④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で5%増加すること

なお、上記効果は地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定したものであり、5年に満たない場合は計画期間の年数により効果を按分することも可能とする。

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

#### （１）重点促進区域

設定しない

#### （２）区域設定の理由

なし

#### （３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1) 地域の特性及びその活用戦略

①大洲市の町家・古民家等の歴史的観光資源を活用した観光まちづくり分野

### (2) 選定の理由

①大洲市の町家・古民家等の歴史的観光資源を活用した観光まちづくり分野

愛媛県大洲市に訪れる観光客は、年間 193 万人（平成 28 年観光入込客統計報告数値）であり、観光の玄関口である大洲まちの駅あさもや（観光インフォメーション、駐車場、物販施設）には、年間 19 万人（平成 28 年観光入込客統計報告数値）が訪れる。訪日外国人旅行者も H27：2200 人、H28：4100 人と倍増しており、また目的地もゴールデンルートからローカルへと移行しており、今後も入込客数の増加が期待できる。

大洲市の観光の玄関口である肱南地区は、藩政時代大洲藩六万石の城下町エリアであり、現在も町割りとともに古い町並みが残る。特に、城下町エリアは、明治以降、製蠟や製糸業で繁栄した歴史を持ち、明治期に肱川随一の景勝地と言われる臥龍淵に数寄屋づくりで建築された臥龍山荘（国指定重要文化財、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン 1 つ星）、大正末期に建築された東南アジア南洋材をふんだんに用いた旧松井家住宅（市指定文化財）など、いたるところに明治大正期の町家、古民家、蔵などの歴史的資源が存する。そのため、当エリアを地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づく歴史的風致維持向上計画（平成 24 年 3 月計画認定）の重点区域「大洲城下町」に位置付け、順次公共インフラの整備を実施している。一方、当時の建築的特徴をもつ町家は現在 93 棟あるが、いずれも老朽化が著しく、維持管理が困難となり、空き家もしくは更地化が進む傾向にある。これらの重要な歴史的資源を保全していくためには、歴史的背景や建物のストーリー性など、その価値を最大限に生かしつつ、所有者の意向をくみながら民間事業者等により活用を進めていくことが最も効果的である。また、大洲市には肱川との共生文化が息づいており、川の恵みにより城下町の形成、産業の発展がなされてきた。城下町の町並を形成する歴史的建築物だけでなく、日々の生活や習慣、食文化等にも歴史性、ストーリー性が息づいている。その主なものとして、夏の風物詩の「鵜飼」、大洲名産のさといもを使い肱川の河原で行われる「いもたき」、鮎や川蟹、鰻、カジカなどの川魚料理、大洲藩の藩港「長浜」で水揚げされる天然フグ等の瀬戸内の天然魚、銘菓しぐれなど城下町ならではの和菓子などが挙げられる。

そこで、町家・古民家等の歴史的観光資源の価値を見出し、訪日外国人旅行者や国内観光客等をターゲットにした宿泊業や飲食業、その他のビジネスに活用していくことにより付加価値の向上を図る。

また、歴史的建造物の活用にあたっては、建築基準法や消防法、旅館業法等の各種法（規制）との整合・調和を図る必要があるため、これまでも内閣府設置の「歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室」との情報共有、専門家派遣を実施しながら、課題解消に向けた仕組みづくりの研究を重ねてきた。その過程で、エリア全体のマネジメントコントロールをしつつ、建物所有者と民間事業者（プレイヤー）とをつなぎ、かつ法的・技術的なワンストップアドバイスできるピークル（中間事業者）の存在が重要であることが判明しているため、設立予定のピークル法人との連携を図る。さらには、大洲市と愛媛県が連

携し、創業支援のためのインキュベーション拠点としての環境を整えるとともに、大洲市においては、町家等の活用に要するイニシャルコストを軽減するための補助制度等の創設・検討を進める。

以上のように町家・古民家等の歴史的観光資源を活用し、訪日外国人旅行者や国内観光客等をターゲットにした観光まちづくりを展開することにより高付加価値な地域経済牽引事業の促進を図り、雇用者の給与増等を通じて地域内での経済の好循環を目指す。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かして、観光まちづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業の環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①地方創生関係施策

平成 30 年度から平成 34 年度までの計画期間内において、地方創生推進交付金を活用し、大洲市の町家・古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり分野において、町屋活用に要するイニシャルコストの軽減策（補助金）、創業支援、エリア計画の策定、プロモーション等を実施する予定。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①地域経済牽引事業の促進に資するため、大洲市観光まちづくり戦略マーケティング計画に基づいて収集した統計データ等について、市公式ホームページ等においてインターネット公開を進めていく。

### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①地域経済牽引事業に関する一括相談窓口を大洲市観光まちづくり課に設置する。事業環境整備の提案を受けた場合については、同窓口を中心に、対応に向けて愛媛県を含む関係機関や関係部署と調整する。特に町家等の歴史的資源活用に関する法的・技術的な相談窓口はビークル法人と連携し、対応する。

### (5) その他の事業環境整備に関する事項

①町家等の歴史的資源を活用するためのビークル（中間事業者）法人を平成 30 年度中に設立し、連携を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度から 平成 33 年度末	平成 34 年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
①地方創生推進交付金の活用	地方創生推進交付金制度の交付申請	運用	運用
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>			
①マーケティング計画に基づく統計データ等の公開	マーケティング計画策定	平成 30 年度 マーケティング実施 平成 31 年度 公開運用	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
①相談窓口の設置	市の体制構築	運用	運用
<b>【その他】</b>			
①ビークル法人の設立	研究	平成 30 年度設立 平成 31 年度運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、プロモーション支援について、広域周遊ルートの拠点地区である強みを生かし、設立予定のおおず版 DMO をはじめ、関係機関と連携しながら推進する。また、マーケティング支援については、大洲市観光まちづくり戦略会議により収集するデータの開示、町家活用の技術的支援については、設立予定のビークル法人、融資による支援については、(株)伊予銀行並びに地元金融機関の融資が期待できることである。具体的な支援の事業内容及び実施方法については、関係支援機関の理解醸成を図りながら、今後関係者間で調整・検討していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①おおず版 DMO

本促進区域は、国土交通大臣が認定する訪日外国人旅行者を広域周遊ルート「せとうち・海の道」（せとうち観光推進機構）、「スピリチュアルな島～四国遍路～」(四国ツー

リズム創造機構)の拠点地区に選定されており、大洲市で設立予定のおおず版 DMO と双方との連携による誘客プロモーションを推進する。

また、おおず版 DMO においても、WEB 及び広告宣伝等によるプロモーション支援を実施する。

#### ②大洲市観光まちづくり戦略会議

本促進区域来訪者のマーケティングデータについては、大洲市観光まちづくり戦略会議(会長=大洲市長)により平成 29 年度に「大洲市観光まちづくり戦略マーケティング計画」を策定、平成 30 年度からの実施予定であり、これらのデータをオープンデータとして活用可能とする予定である。

#### ③ビークル(中間事業者)法人

町家等の歴史的資源を活用するためのビークル(中間事業者)法人を平成 30 年度中に設立し、町家等の歴史的建造物の活用に向けた法的・技術的支援を行う。

#### ④地域の金融機関等

これまで町家等の歴史的資源の活用については、本地域の金融機関である(株)伊予銀行との連携により研究を進めてきたところであり、(株)伊予銀行並びに地元金融機関等の融資が期待できるところである。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の減量化や再生利用、リサイクルの積極的な推進を図るとともに、自然エネルギーの利活用等の地球温暖化防止対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりや不適正処理対策の徹底を周知、啓発していくことで、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本促進区域は自然公園法に規定する瀬戸内海国立公園の一部区域を含むため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」を遵守するとともに、瀬戸内海国立公園内において事業を実施する地域経済牽引事業計画の提出があった場合は、地方環境事務所へ相談の上必要な調整を行うほか、自然公園法に規定する肱川県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地等の環境保全上重

要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

## (2) 安全な住民生活の保全

愛媛県では、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」のもと、県民・事業者・地域活動団体・県・市町・警察等が安全・安心に関するネットワークを構築し、協力・連携して犯罪防止のための自主活動や安全・安心に配慮した環境づくり等を通じて「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進しているところである。

事業者と地域が一体となった防犯体制の構築や防犯環境の整備等について、本条例や指針等に基づき、犯罪の未然防止対策を踏まえた円滑な事業推進を図るとともに、警察との良好な関係を維持・増進し、防犯環境の整備や暴力団等の反社会的勢力の排除、交通安全対策、不法就労の防止などについて、地域の一員として住民や地域活動団体と一体となって取り組み、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりに努めるよう要請する。

## (3) その他

### ①PDCA 体制の整備等

毎年 7 月までに、大洲市観光まちづくり戦略会議において、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と当該事業の見直し等について HP 等で公表する。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

### (1) 総論

なし

### (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

### (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成 34 年度末日までとする。

### (備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。